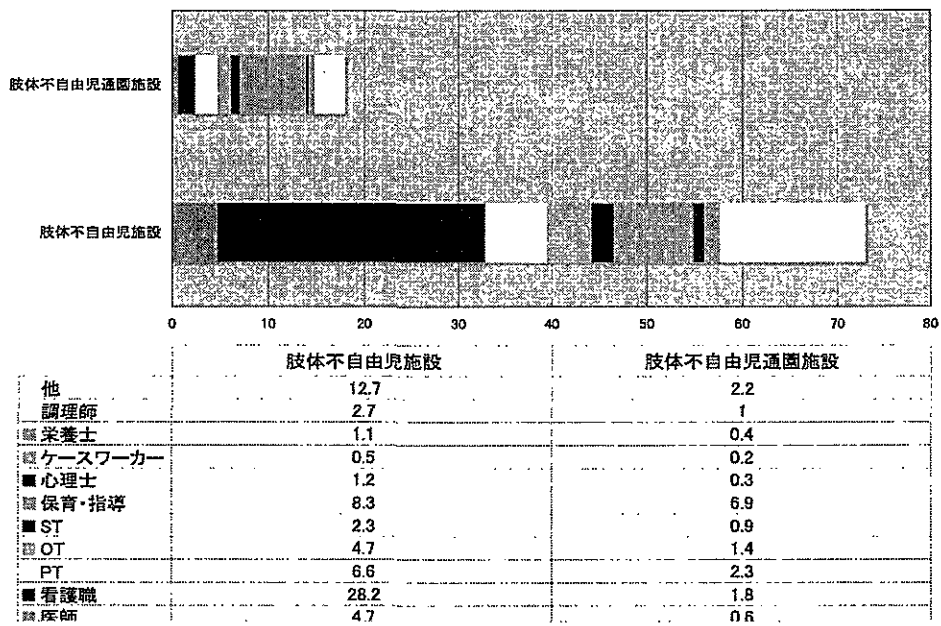


(法制上の位置付け)

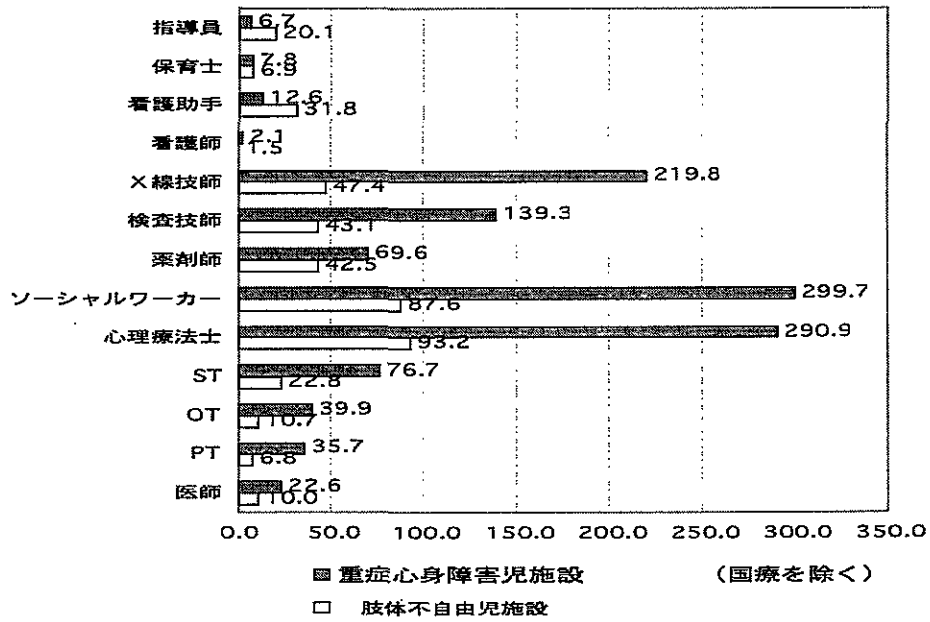
病院（医療法）+児童福祉施設（児童福祉法）

1. 肢体不自由児施設
2. 重症心身障害児施設
3. 肢体不自由児通園施設
4. 第一種自閉症児施設

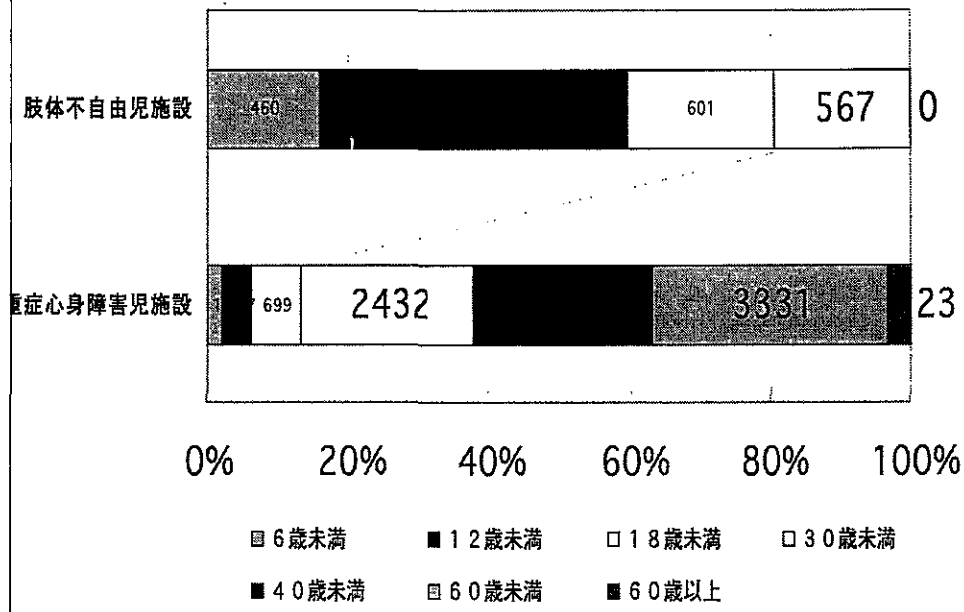
肢体不自由児施設の平均職員配置



### 職種別職員一人当たりの入所児者数



### 入所児者年齢分布 (%)



## 現状の地域移行へのネックの例

質問 入所児童が自宅に戻ると仮定して  
車いすで自由に移動できるだけの  
廊下・通路を有している家屋に住める  
児童は？

回答

- |              |     |
|--------------|-----|
| 1. 大勢いる      | 0%  |
| 2. 症例によってはいる | 42% |
| 3. ほとんどない    | 54% |
| 4. まったくない    | 4%  |

今後、肢体不自由児の地域への移行・在宅支援が推し進められることへの意見など

1. 地域医療の崩壊とくに小児科医の不在地域が増えた(医療の受け皿がない)
2. 子どもの療育は国策として保護すべき
3. 学校への送迎、放課後対策が困難になった
4. 相談支援事業所との連携がますます重要
5. 地域支援事業の報酬が安価すぎる  
(専従の職員雇用が困難)

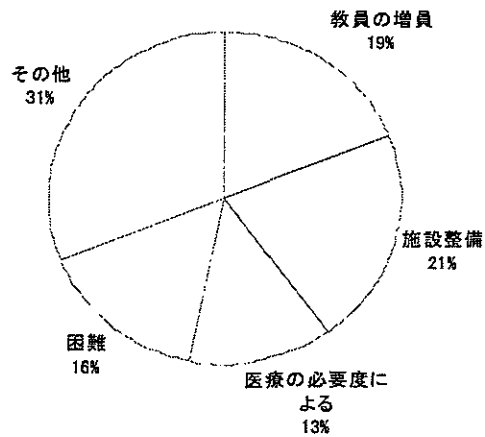
質問 養護学校での、たんの吸引、導尿介助はどうされていますか。

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1. 保護者からの依頼で、担当もしくは養護教諭 | 31% |
| 2. 児童が低学年であることを条件にしている  | 0%  |
| 3. 担当教諭に任せている           | 14% |
| 4. 保護者に来校してもらっている       | 55% |

その他

- ・常勤、パート看護師による(全国)
- ・訪問看護ステーションから派遣(東北)
- ・研修を受けた教諭、養護教諭(関東、東海)
- ・県の実施要綱による(信越、関東、東海、近畿)
- ・咽頭より手前の吸引は教員も可能(北陸)
- ・導尿は、その度ごとに通院させる(中国)

質問 知的障害養護学校での肢体不自由児  
の受け入れは可能か……



参考資料

## 肢体不自由児施設の歴史

# 肢体不自由

## 療育

の言葉は高木憲次先生が創られた  
(第2代東大整形外科名誉教授)

### 療育の碑

#### 療育の理念

たとえ肢体に不自由なところあるも、次の社会を担つて我邦の将来を決しなければならぬ児童達に、くもりのない魂と希望をもたせ、その天稟をのばさせなければならぬ。それには児童を一人格として尊重しながら、先づ不自由な個処の克服に、つとめ、その個性と能力とに、応じて育成し、以つて彼等が將來自主的に社会の一員としての責任を果すことが出来るよう、吾人は全力を傾盡し、なければならぬ。

高木 憲次

(碑文 全文)



(明治21年—昭和38年)



「療育とは、時代の科学を総動員して不自由な肢体を出来るだけ克服し、それによって幸いにも恢復したら『肢体の復活能力』そのものを（残存能力ではない）出来るだけ有効に活用させ、以て、自活の途の立つように育成することである。」

（昭和26年 療育第一巻 第一号）

高木憲次先生による区分

- 1.啓蒙期 (大正13年～昭和8年)
- 2.黎明期 (昭和9年～昭和16年)
- 3.停滞期 (昭和16年～昭和21年)

療育の火を消すな

- 4.復活曙光期 (昭和21年～)

全国巡回講演と療育相談

大正 7年	「夢の楽園教療所」の説
大正13年	「クリュッペルハイムについて」
同 年	東大整形外科教授の初講義 「肢体不自由児の療育」
昭和23年	東大整形外科教授の最終講義 「療育も理念」

## 二つの三位一体

1. 治療・教育・職能
2. 啓蒙

本人には昂然たれ

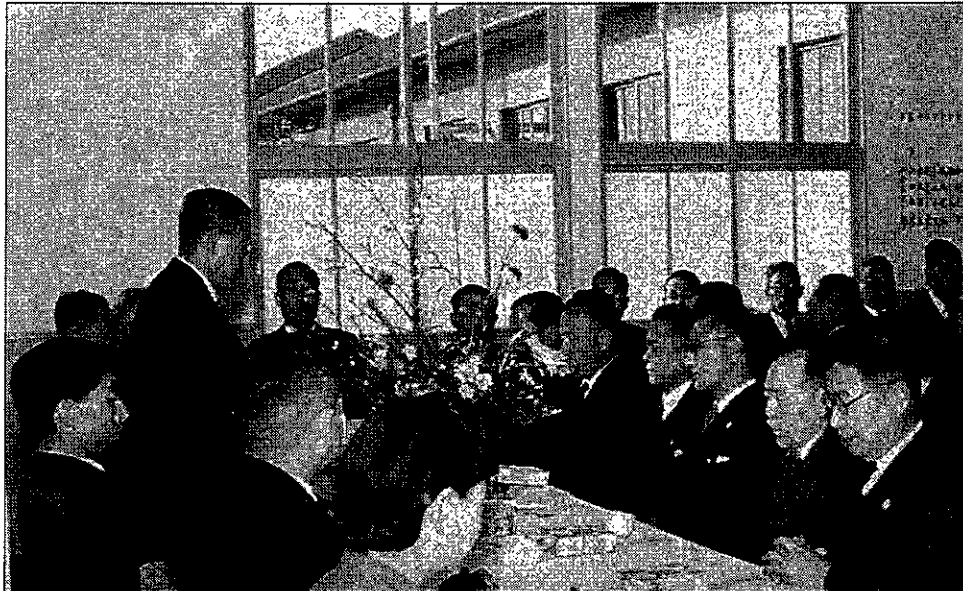
家族には隠すなかれ

社会には好意の無関心

昭和17年5月、板橋の地に2万坪の敷地に、民間の力で、整肢療護園を設立された。







昭和27年1月本館落成祝賀会 高松宮殿下をお迎えて(橋本竜吾厚生大臣挨拶)  
 岩原寅猪(慶応大学教授、三木武吉先生(東大教授)等も参列  
 (壁には片山良亮先生(慈恵医科大学教授)のお名前もある)

小池文英先生 (戦後、我が国にリハビリテーションの言葉を定着させた一人)



昭和36年 皇太子-妃殿下  
 NRCCD